

**「電話・相談・確認・予見・前泊」  
全ての判断を社員がしろ！**

**社員への自己責任の追求だ！！**

会社は、《異常時の通勤等に関する考え方について》の総務掲示第49号が掲出しました、内容を要約すると

- ①通勤不可能時となり、異経路で通勤する時は管理者に相談する事。
- ②異常時に前泊する場合も管理者に相談する事。
- ③前泊等の必要な対応をとらず、所定の出勤時刻に間に合わなかった場合は、原則として障害休暇は適用しません。

皆さん、飼い慣らされていませんか！？この間、会社は「会社が掲出する掲示は、全て業務指示だ！」と主張してきました。当然、総務掲示第49号も業務指示となります。しかし、電話・確認・相談・予見・前泊！「社員がしろ」と全てを社員への自己責任を追求する内容で、到底看過できません。そもそも、何に基づいて定められたのでしょうか？労働協約？就業規則？何にも定めがありません。ならば、労働組合と協議する必要があって当然ではないでしょうか？

**ユニオン組合員から不満が続出！！**

- 会社から事前に電話するべきだ！
- 異常時だからこそ危ない！会社がちゃんと指示すべきだ！
- 相談！相談！管理者に相談やて、まともな回答が得られるのか？
- 前泊せず出勤時刻に間に合わなかったら、出勤遅延扱い、それとも欠勤、欠務扱いか？冗談言うな！
- 管理者から前泊を懲憑？懲憑とは「ある行為を強く勧める事」だ！指示と同等や！
- 業務の為の前泊だ！前泊手当を新設すべきだ！

**騙されず！組合の垣根を越え一緒に声を上げよう！！** □

**「電話・相談・確認・予見・前泊」  
全ての判断を社員がしろ！**

**社員への自己責任の追求だ！！**

会社は、《異常時の通勤等に関する考え方について》の総務掲示第49号が掲出しました、内容を要約すると

- ①通勤不可能時となり、異経路で通勤する時は管理者に相談する事。
- ②異常時に前泊する場合も管理者に相談する事。
- ③前泊等の必要な対応をとらず、所定の出勤時刻に間に合わなかった場合は、原則として障害休暇は適用しません。

皆さん、飼い慣らされていませんか！？この間、会社は「会社が掲出する掲示は、全て業務指示だ！」と主張してきました。当然、総務掲示第49号も業務指示となります。しかし、電話・確認・相談・予見・前泊！「社員がしろ」と全てを社員への自己責任を追求する内容で、到底看過できません。そもそも、何に基づいて定められたのでしょうか？労働協約？就業規則？何にも定めがありません。ならば、労働組合と協議する必要があって当然ではないでしょうか？

**ユニオン組合員から不満が続出！！**

- 会社から事前に電話するべきだ！
- 異常時だからこそ危ない！会社がちゃんと指示すべきだ！
- 相談！相談！管理者に相談やて、まともな回答が得られるのか？
- 前泊せず出勤時刻に間に合わなかったら、出勤遅延扱い、それとも欠勤、欠務扱いか？冗談言うな！
- 管理者から前泊を懲憑？懲憑とは「ある行為を強く勧める事」だ！指示と同等や！
- 業務の為の前泊だ！前泊手当を新設すべきだ！

**騙されず！組合の垣根を越え一緒に声を上げよう！！** □

**「電話・相談・確認・予見・前泊」  
全ての判断を社員がしろ！**

**社員への自己責任の追求だ！！**

会社は、《異常時の通勤等に関する考え方について》の総務掲示第49号が掲出しました、内容を要約すると

- ①通勤不可能時となり、異経路で通勤する時は管理者に相談する事。
- ②異常時に前泊する場合も管理者に相談する事。
- ③前泊等の必要な対応をとらず、所定の出勤時刻に間に合わなかった場合は、原則として障害休暇は適用しません。

皆さん、飼い慣らされていませんか！？この間、会社は「会社が掲出する掲示は、全て業務指示だ！」と主張してきました。当然、総務掲示第49号も業務指示となります。しかし、電話・確認・相談・予見・前泊！「社員がしろ」と全てを社員への自己責任を追求する内容で、到底看過できません。そもそも、何に基づいて定められたのでしょうか？労働協約？就業規則？何にも定めがありません。ならば、労働組合と協議する必要があって当然ではないでしょうか？

**ユニオン組合員から不満が続出！！**

- 会社から事前に電話するべきだ！
- 異常時だからこそ危ない！会社がちゃんと指示すべきだ！
- 相談！相談！管理者に相談やて、まともな回答が得られるのか？
- 前泊せず出勤時刻に間に合わなかったら、出勤遅延扱い、それとも欠勤、欠務扱いか？冗談言うな！
- 管理者から前泊を懲憑？懲憑とは「ある行為を強く勧める事」だ！指示と同等や！
- 業務の為の前泊だ！前泊手当を新設すべきだ！

**騙されず！組合の垣根を越え一緒に声を上げよう！！** □

**「電話・相談・確認・予見・前泊」  
全ての判断を社員がしろ！**

**社員への自己責任の追求だ！！**

会社は、《異常時の通勤等に関する考え方について》の総務掲示第49号が掲出しました、内容を要約すると

- ①通勤不可能時となり、異経路で通勤する時は管理者に相談する事。
- ②異常時に前泊する場合も管理者に相談する事。
- ③前泊等の必要な対応をとらず、所定の出勤時刻に間に合わなかった場合は、原則として障害休暇は適用しません。

皆さん、飼い慣らされていませんか！？この間、会社は「会社が掲出する掲示は、全て業務指示だ！」と主張してきました。当然、総務掲示第49号も業務指示となります。しかし、電話・確認・相談・予見・前泊！「社員がしろ」と全てを社員への自己責任を追求する内容で、到底看過できません。そもそも、何に基づいて定められたのでしょうか？労働協約？就業規則？何にも定めがありません。ならば、労働組合と協議する必要があって当然ではないでしょうか？

**ユニオン組合員から不満が続出！！**

- 会社から事前に電話するべきだ！
- 異常時だからこそ危ない！会社がちゃんと指示すべきだ！
- 相談！相談！管理者に相談やて、まともな回答が得られるのか？
- 前泊せず出勤時刻に間に合わなかったら、出勤遅延扱い、それとも欠勤、欠務扱いか？冗談言うな！
- 管理者から前泊を懲憑？懲憑とは「ある行為を強く勧める事」だ！指示と同等や！
- 業務の為の前泊だ！前泊手当を新設すべきだ！

**騙されず！組合の垣根を越え一緒に声を上げよう！！** □

**「電話・相談・確認・予見・前泊」  
全ての判断を社員がしろ！**

**社員への自己責任の追求だ！！**

会社は、《異常時の通勤等に関する考え方について》の総務掲示第49号が掲出しました、内容を要約すると

- ①通勤不可能時となり、異経路で通勤する時は管理者に相談する事。
- ②異常時に前泊する場合も管理者に相談する事。
- ③前泊等の必要な対応をとらず、所定の出勤時刻に間に合わなかった場合は、原則として障害休暇は適用しません。

皆さん、飼い慣らされていませんか！？この間、会社は「会社が掲出する掲示は、全て業務指示だ！」と主張してきました。当然、総務掲示第49号も業務指示となります。しかし、電話・確認・相談・予見・前泊！「社員がしろ」と全てを社員への自己責任を追求する内容で、到底看過できません。そもそも、何に基づいて定められたのでしょうか？労働協約？就業規則？何にも定めがありません。ならば、労働組合と協議する必要があって当然ではないでしょうか？

**ユニオン組合員から不満が続出！！**

- 会社から事前に電話するべきだ！
- 異常時だからこそ危ない！会社がちゃんと指示すべきだ！
- 相談！相談！管理者に相談やて、まともな回答が得られるのか？
- 前泊せず出勤時刻に間に合わなかったら、出勤遅延扱い、それとも欠勤、欠務扱いか？冗談言うな！
- 管理者から前泊を懲憑？懲憑とは「ある行為を強く勧める事」だ！指示と同等や！
- 業務の為の前泊だ！前泊手当を新設すべきだ！

**騙されず！組合の垣根を越え一緒に声を上げよう！！** □